

あなたの国民年金

パート36

国民年金保険料



▼61歳で年金を受ける谷中の伊藤友江さん



私は、61歳で年金受給の申請をしました。年金を納めていて、一番苦しかったのは50歳前後の時期でした。今は年金が受けられるので、とてもうれしいです。

年金受給者が
□をそろえて
言います

お年寄りが、突然の病気やケガで障害者になったとき、また、加入者が死亡して遺族が残されたとき——年金の保障を受けるためには、日頃から加入者としての義務を果たしておかなければなりません。

年度末までの保険料がキチンと納められているか、この際領収書などで確認してみてもいいでしょうか。

○口座振替

役場や農協などの窓口で毎月出かけて保険料を納めることは、なかなか煩わしいものです。そして、それが保険料の納め忘れの原因となってしまうこともあるようです。

そこでお勧めしたいのが、口座振替を利用して納める方法です。希望の預金口座から毎月自動的に引き落とされますから、便利で確実です。

○手続きは

納付書、預金通帳、通帳の印かんを役場年金係、またはお近くの金融機関へお持ちください。

○前納すると保険料が割引に

前納すると国民年金保険料が、5.5%の率で割引になります。

口座振替で前納したい方は、

2月15日(月)までに

役場年金係へお申し込みください。

○税金が安くなります

保険料は、「社会保険料控除」されますので、年末調整や確定申告の際、忘れずに申告しましょう。

所得税や地方税が安くなります。

○問合せ

住民福祉課年金係

☎84-1 2 1 1 内線 154

